

## 大学機関別認証評価委員会（第2回）議事録

1 日 時 平成16年7月29日（木）10：30～12：30

2 場 所 学術総合センター 1113・1114会議室

3 出席者

（委員） 相澤委員，有本委員，石委員，荻上委員，川口委員，小出委員，  
後藤委員，佐藤委員，鈴木委員，外村委員，檜崎委員，前原委員，  
森委員，山内委員，吉川委員，吉本委員

（事務局） 木村機構長，荒船理事，長谷川理事，山内教授，齊藤助教授，  
馬場評価事業部長，河本企画調整室長 他

4 議 事（：委員，：事務局）

委員長 大学機関別認証評価実施大綱(案)及び大学評価基準（機関別認証評価）(案)から見ていくことにいたします。本日は，この2つの案について，できたら決定ということにさせていただきたいと思います。

両案については，前回の委員会で各団体から寄せられたご意見を紹介し，議論したわけですが，それを踏まえて修正案をつくりました。この修正案は，相澤委員，森委員，館委員，川口委員，荻上委員のメンバーで構成される検討チームで検討いただきました。修正を行った箇所及びチームでの検討につきまして，事務局から説明をお願いいたしますが，実施大綱と評価基準とは関連するところがありますので，説明は続けてお願いしたいと思います。

それでは，資料につきまして説明させていただきます。

まず，資料2は，大綱，基準に対する意見への対応について，大別した概要的なものでございますが，これについて説明させていただきます。まず初めに，大綱，基準に対して6団体から意見が寄せられましたが，これらの意見では，機構の評価の枠組み，基準の基本的な構成等についての反対意見はなく，理解が得られたものと判断できます。具体的な意見への対応については，おおむね以下の3つに分類することができるということで，3

つ分類を記させていただきました。

1つ目は、基準及び基本的な観点の整理、統合等が必要であるというものでございます。基準5の統合でありますとか、基準3から基準9へ内容に移しかえたもの等がございます。

2つ目は、大綱、基準の表現等がわかりにくいということ等もありまして、わかりやすく、誤解が生じないように用語を整理し、表現の修正を行ったものでございます。

3つ目は、自己評価等を実施する上で対応すべき事項や、具体の運用レベルで配慮することが適当と判断されるものであり、今後検討を進める自己評価実施要項、評価実施手引書において、また実際の評価作業の運用面で対応することが適当であるもの。以上、3つに大別できるという判断でございます。

それ以外につきましても、意見の対応のほか全体を通じまして文言の整理、表記、表現の統一等を施しています。具体の修正意見の対応は、大綱につきましては資料3、基準につきましては資料6により説明させていただきます。

資料3につきましては説明させていただきます。まず、資料3の構成でございますけれども、こちらは表形式とさせていただいておりまして、左側に実施大綱案の見え消し版、中ほどに大綱に対する団体からの意見、右側にその対応案という形で整理させていただいています。

それから、それに関連いたしまして、左側の大綱案の見え消しを反映したものを資料4に修正版という形で提示させていただいております。

資料3の1ページ目でございますが、認証評価全般に対する国立大学協会からの意見の一つ目といたしまして、大学の自主的改革の尊重について、視点が画一化されて、大学の個性や革新の試みを阻害することになりかねないというご意見がございました。その中に、具体の例といたしまして、特に基準5がかなり細かい項目にわたって設定されているというご意見がございましたので、基準5の観点の整理統合を行い、また、今後の実際の運用面で検討していくということでございます。

2つ目は、評価基準・過程の柔軟性、適切性、透明性についてのご意見でございます。具体的に基準10の財務についての例が挙げられております。

2ページ目に3つ目といたしまして、評価の効率化について、膨大な有形・無形のコストを要するというご指摘でございます。評価方法については不断の見直しをするメカニズムが望まれるということで、透明で、不断に進化するシステムが重要であるというご意見でございます。これらに対しては、スケジュールでありますとか、実際の実施方法

の中で検討していくこととしております。

それから、具体に大綱の修正についてですが、2ページ目の中ほどから「はじめに」ということで大綱の見え消し版が出てまいります。「はじめに」のところにつきましては、字句修正、表現の修正を行ったものでございます。3ページ目の「はじめに」の最後のところでございますが、1つ例を挙げさせていただきますと、評価の実施についてのご意見等がございますが、実施についてのことでございますので、実際の運用面に対応するという形にさせていただきます。

3ページの評価の目的、4ページの評価の基本的な方針、5ページの評価の実施体制につきましては、それぞれ字句・表現の修正を行っているものでございます。

7ページの評価の実施方法がございまして、こちらはまさしく評価の実施体制、実施方法の関係でございますので、今後、要項、手引書の作成時に検討していくものが増えております。一部例を挙げさせていただきますと、5ページの最後から6ページの最初にあります。公大協から、専門家の意識及び能力が問われる、評価を単純に点数化して合算しても自動的に全体の評価ができるものではないというご意見がございますが、まさしくこれらにつきましては、今後、実際の運用面等で検討していく事項であるという判断でございます。

そのほか、「評価事項」と「基本的な観点」が混乱を招く用法となっている用語の整理をお願いしたいという公大協の意見もございまして、大幅な修正を行ってございまして、読み上げさせていただきます。

評価の実施方法等の(1)大学評価基準の内容を、

「大学評価基準は、大学の教育活動等を総合的に評価するために、教育活動にかかわる複数の基準で構成されており、各基準ごとに大学の教育活動等の状況を考慮し、機構が大学として満たすことが必要と考える内容が規定されています。」

「大学評価基準には、すべての大学を対象とする複数の基準のほか、希望する大学を対象とする選択的評価基準として正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況、及び研究目的の達成状況を設けています。」

このように修文いたしました。

それから、なお書きのところでございますが、こちらにつきましては、先般開催いたしました検討チームにおきましても研究目的の位置付けを明確にすべきであるといったようなご意見等も出ていたところでございます。

続きまして10ページの実施方法の(5)大学評価基準等の変更手続のところ波線がござ  
います。これについては後ほど選択的評価基準のところ修正がございまして、若干詳  
しく説明させていただきたいと思いますが、短期大学の委員会との関係もございま  
して、検討チームにおきまして意見が出ておりましたので、修正させていただいて  
いるものでございます。検討チームにおきましては、選択的評価基準について、研  
究と教育サービスの見直しもあり得る旨、含みを持たせたほうがよいのではない  
かというご意見がございました。この基準等の変更手続のところ対応させていただ  
いています。

以下、11ページ以降も字句・表現の修正を若干行っています。13ページ下段、  
評価費用のところでございますが、現時点におきまして、大綱の修正を行って  
おりません。これについては、関連資料といたしまして、資料5によりまして説  
明させていただきます。

資料5の1といたしまして、評価手数料の設定についての基本的な考え方がござ  
います。こちらは前回会議でご紹介させていただいたものでございます。前回会  
議のときに、(2)の機構職員の人件費は除くとしておりましたが、それ以降、ご  
意見等をいただきまして、(1)のあるように機構職員の当該大学の認証評価  
業務にかかる経費については手数料に算入させていただくという案に変更して  
ございます。

各大学に評価手数料として付加する、委員会等の開催経費、書面調査に必要  
な経費、訪問調査に必要な経費、機構職員の認証評価業務にかかる経費は、大  
学の規模、分野にかかわらず、共通的に付加する経費であり、基本額として  
該当するというところでございます。

このうち、書面調査、訪問調査に必要な経費につきましては、学部・研究科  
の構成の状況に応じて、評価者、評価担当者を増員する必要が生じてまい  
りますので、そうした経費は増額される経費という区分にさせていただいて  
ございます。

この基本的な考え方等によりまして試算を行っているところで、現時点での  
おおよその額といたしまして、基本額につきましては、150万円から200万円程  
度になる試算をしております。それは単科大学においてでございます。学部等  
ごとの加算額については、一学部・研究科等増えるごとに、例えば15万円  
から20万円、1割程度の増額になるということで、現在、試算を行って  
いるところでございます。

また、検討チームの打ち合わせの中でご意見をいただいておりますので、  
選択的評価基準の評価料でありますとか、追評価の評価料につきましても、  
どのような表記をするかをあわせて検討しているところでございます。い  
ずれにいたしましても、本機構の評価料と他機関とのイコールフッティ  
ングの関係もございまして、私どもの所轄省庁であります

文部科学省と協議，相談しながら決定することとさせていただければというのが現時点での案でございます。

以上が大綱に関する変更点の説明でございます。

続きまして，大綱との関連もでございますので，基準についての変更点につきまして説明をさせていただきます。資料6をご覧くださいませでしょうか。こちら，対応の内容は先ほどの資料2で説明させていただいたように大別されるものでございます。それから，表の構成は大綱と同様となっております。

まず，1ページ目の「はじめに」についてでございますが，一つは，大綱においても出てきたところではございますが，「評価事項」という言葉を使わずに，「事項」という表現を「評価基準」もしくは「選択的評価基準」という形で表現の統一を図ったことに関する修正でございます。

もう一つは，選択的評価基準の説明が「はじめに」の部分の中ほどに入ってたのですけれども，それを文章の構成上，最後にまとめて，まず基準についての説明をした上で，選択的評価基準の説明をするということで，組みかえを行ってございます。表現に若干の変更がございますけれども，内容に大きな変更はございません。

それから，3ページの基準1でございますが，こちらも字句・表現の修正を行ったものでございます。

5ページの基準2につきましても，字句・表現の修正を行ったもの，基準の最後に用語解説を付すことで意見への対応を行ったものが若干ございます。

7ページの基準3につきましては，3 - 3を削除させていただいてございますが，こちらは9ページの基本的な観点のところ意見が出てきているのですけれども，質の向上を図るシステムというのが類似の用語を用いると誤解が出るというご意見もございまして，再度検討を行いましたところ，教育活動の評価の機能の部分でございますので，こちらは基準9で評価することが適切ではないかということで，基準9へ組みかえてございます。

8ページの観点につきましては，こちら若干の表現の修正を行ってございますが，意見への対応といたしまして，1つ提示をさせていただきますと，最後の黒丸で任期制の導入についてのご意見等がございますが，これらは実際の評価作業時に参考にしていくことで対応できるのではないかと考えておりまして，特に修正は行っておりません。

10ページ，基準4につきましても，意見等を踏まえまして，字句・表現の修正を行っているものでございます。

12ページの基準5は若干修正がございまして、例えば、真ん中2つ目の黒丸でござい  
ますが、基準5については各学部、各研究科別の評価と全学的評価とをどのように具体的に  
結び付けるかという視点、あるいは方法の提示が不可欠であるというご意見が出てござい  
ます。これについては検討チームでもご意見が出たところでございますが、今後、要項、  
手引書の中で検討していく必要があるということでございますので、基準の中での修正は  
現時点ではしないということでございます。

それから、黒丸の最後でございますが、大綱のところでも国大協の意見として紹介させ  
ていただきましたが、基準5における基準及び基本的な観点は、あまりにも事細かに設定  
しているというご意見があり、13ページ、14ページに公大協から具体の例示での指摘もご  
ざいますので、修正をさせていただいてございます。具体には、基本的な観点の5 - 1 -  
、 、 を へ統合していることとありますとか、5 - 1 - と を統合して5 - 1 -  
としていることなど、5 1であれば基本的な観点がもともとは11あったものを6つに  
整理させていただいているという形でございます。

ほかの基準とも関連いたしますが、14ページの最後の黒丸は、括弧内で示している取組  
等が例示なのか必須事項なのか不明確であるというご意見でございますので、例示である  
ことが明確にわかるように修正してございます。

15ページから大学院課程に入りますが、こちらも学士課程と同様の表現の修正等を行っ  
てございます。17ページからの専門職大学院課程につきましても同様でございます。

19ページの基準6は主に字句の修正でありますとか、今後、評価方法の検討の際に参考  
にするといったような対応等でございます。1つ紹介させていただきますと、20ページの  
2つ目の黒丸のご意見としまして、4行目に、企業等に就職した卒業生の活動の評価や、  
その評価と学部大学院教育との関連については、各学部・研究科ごとの測定が容易ではな  
い、全学的評価との関連は一層容易ではないというご意見がございましたので、今後、実  
施要項、手引書の中で何らかの検討を行っていく必要があるということでございます。

21ページの基準7につきましては、7 - 3と7 - 4を統合させていただくという修正で  
ございます。

それから、22ページに7 - 1 - というところで、通信教育を実施している場合の学生支  
援の基本的な観点を、意見を踏まえて追加をしてございます。そのほか、字句修正、表現  
の修正等でございます。

24ページの基準8につきましても字句修正等でございます。

26ページからの基準9でございますが、27ページに、先ほど基準3のところの説明させていただきました移行する観点が、基本的な観点9-1- のところに反映されてございます。

28ページの基準10、財務のところでございますが、こちらは大綱の最初に若干紹介させていただいた国大協の意見と同じようなご意見でございます。国立大学は歴史的な経緯から、適当な自己資本を有しているとは言えない状況にあるため、配慮が必要であるということでございますので、財務に関する基準につきまして、それらと関連いたしまして、若干表現の修正をさせていただきます。ただ、その事項につきましては、具体の評価方法の検討の際に参考にしていくというものでございます。

30ページの基準11につきましても、表現、内容の整理ということでございます。

33ページの選択的評価基準の前文でございますが、基準の「はじめに」の部分との重複等もございましたので、若干整理させていただいてございます。

34ページでございますが、選択的評価基準のうちの1つに「正規課程以外の教育サービスの状況」という基準がございましたが、タイトルに誤解が生じるというご意見等がございまして、「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」と修正させていただいております。その基準の趣旨の変更でございますが、主に短大の委員会におきまして種々意見交換がございました。特に、公立大学におきましては、設置者との関係から、地域サービスが非常に重要であるということで、そのことを取り込めるように明確な記述ができないかといったご意見が多々ございました。それを踏まえまして、趣旨の最後のほうでございますが、組織的な取組として目的に明示されていれば評価対象となり得るということをもともとそのような構成ではあったのですが、明確に記述して整理したものでございます。

それから、35ページの研究目的の達成状況でございます。こちらは、趣旨を今まで入れ込んでおりませんでした。これまでの準備委員会等からの議論を踏まえて、趣旨という形で整理をさせていただいたものでございます。

変更点につきまして以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

今、大綱、基準の説明をしていただきました。中身は共通するようなところがたくさんあるのですが、2つに分けて、1つ1つ議論をしていきたいと思っております。

まず最初に、資料3、4、5、大綱関連のものについてご質問、ご意見等があればご発言いただきたいと思っております。検討チームの精力的なお仕事によって、随分整理されている

ように思いますけれども、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。要するに、これは資料4を認めるかどうかということですが、完全なるご理解をいただいたということでよろしいでしょうか。

副委員長 資料5の評価手数料の設定のところ、新しく機構職員の当該大学の認証評価業務にかかわる経費を追加したということは非常に結構なことだと思います。今、ほかのところではこれが大問題になっております。何とかこの部分を入れてもらうように頼んでおいてくださいということだったのですが、非常に助かりました。ありがとうございます。

委員長 よろしいですか。また意見があればいつでも戻るといふことにして、資料6、7についてのご質問はございますか。

資料5について、一部、字句の修正をお願いしたいと存じます。1ページ目の1(2)の2行目なのですが、「評価手数料に参入しない」とありますが、これは「算入」でございます。この部分だけご訂正いただきたいと思っております。

先ほど説明しましたとおり、人件費につきましては、前回、共通経費という形で整理させていただいたものを、前回のご意見、また、検討チームでのご意見などを踏まえまして、やはり機構職員の人件費につきましても、当該大学の固有の業務にかかわる経費については手数料として繰り入れるべきではないかという判断のもとにこのように区分させていただいたという経過がございますのでご報告申し上げます。

委員長 ご質問、ご意見がないようですので、まず、資料4について、これをお認めいただけるかどうか。

1つだけ質問させてください。たぶん、これから議論が進んでいくのだと思っておりますけれども、評価の結果と公表のところ、これは公表しますとあります。それから、評価結果は設置者、大学にも提供しますと書いてあります。広く公表しますということは決められているので、公表すること自体は適切なことだと思うのですが、公表の内容と、どういう形の情報が世の中に出されるのかというのは、これから議論が細かく詰められていくのでしょうか。

というのは、この情報は大学がそれぞれきちんとした教育研究が行われているかどうか、あるいはそういう体制にあるかどうかということの評価して、当該大学がより優れた大学になっていくことを期待し、あるいは、そうでないところは消えていっていただくことを期待していくのでしょうかけれども、一方で、今までの評価の形を見ていると、それが社会



に出ていったときに、最終的にはそういうことに反映していくのだとは思いますが、例えば、高等学校における進路指導の現場とか、受験産業における進路指導の現場とか、あるいは直接、大学に進もうとする学生たちにそういうものが影響を与えるということもあるわけです。公表された結果が社会に対してどういう影響を持つかということも考慮した上で、ある意味ではわかりやすいといえますか、それから弊害の出ない公表の仕方を工夫していただく必要があるのではないかと思うのですけれども、その辺はこれから検討していただけるのか確認をしておきたいわけです。

委員長 今まではどういうふうになっていたのでしょうか。今ご指摘があったのは評価の基本的な視点のことですが、今までの経過等について説明をお願いします。

まず、どのような内容を公表するかということにつきましては、まさしく評価報告書という形でどのように整理するかということで、どこまでの情報を提供するかということも今後ご議論いただく事項でございます。その公表するときの方法、説明内容等についてでございますけれども、これまでの試行の間も、種々誤解が生じないような公表方法等を年々、更新、改善してきたところではございます。また、認証評価の公表の方法ということではどのような形が適切なのかということも私どものほうでも引き続き検討していくことだと思っております。

委員長 基本的なことで、結局は、認証というのがオーケーになったか、だめかということになるのですね。一般常識では認証の場合はオーケーを公表し、だめなものは公表しないという考え方もあるんですよ。その辺はどちらでいきますか。

先ほどのご指摘の点ですが、ここには、設置者に出した報告書等をそのまま公表しますということが記述されています。具体的な公表の仕方については、資料8の44ページに評価報告書イメージというものがございますように、どのような形で報告書をつくるかについての具体的なことは、この後議論していただければと思います。

とりあえず、本日決定していただきます大綱と基準をもとに認証評価機関としての申請をする必要がございます。これで申請して、その後、次回以降の委員会で自己評価実施要項及び評価担当者のマニュアルにあたる手引書、これらを作るときにどういう形で公表するかということも議論していただくことになると思います。現在、試行を実施している高等専門学校の認証評価についても、満たしている、満たしていないという結論を出したら、どういう根拠でそう考えたのかを書くのかどうかなど、いろいろな議論をいたしました。公表する方法、あるいは報告書のスタイル、これらについては今後議論していただければ

と思います。

J A B E Eは認証された大学だけ公表することのようですが、機構の評価では、基本的には、満たしている、満たしていないという両方を含めて公表するということになると思います。

一貫して、私が高校現場からということで申し上げたことにつながるのですが、高校生が大学を選択するとき、大学評価が参考にされていないのは非常に残念なので、実際に高校生又は大学生にとって機能するものになるよう、検討をぜひお願いしたいと思いません。

委員長 このことは評価のと同様、ある意味では独立した非常に重要なファクターですので、今後十分に検討していくということになるのでしょうか。ただし、基本はプラスもマイナスも公表ということでいくということです。

私は評価の担当官をこれからどうやって育成するかということに非常に関心があって、やはり人材を育成することが大学評価というものに大切だと思っています。

資料4の2ページにある実施体制等についてですが、内容について反対というよりは、今後どういう考え方でこれを進めようとしているかということをお聞きしたいと思います。これまでは、各大学の教員へ、言うなれば召集命令が来て、大学側が委員として派遣していますよね。行く先々で、大変だという話を聞きます。ただ、今の段階で専門の分野ごとに人を集めるしかないと思いますし、大学評価という横串の評価学がたぶんだと思うのですが、長い目で見れば、評価担当官というのは評価のプロフェッショナルになっていかざるを得ないのだらうと思います。そういうプロフェッショナル評価担当官、あるいは評価学みたいなものがあるのかも含めて、研修をする際に、どんなことを考えられているのか、内容に即しての研修の中身や、今後どういう人材育成をお考えなのかについて質問させていただきます。

ご指摘の点は大問題でございまして、現在、大学評価学会や、大学に限らない、もっと広い範囲での評価学会があることはありますが、もちろんこれがまだ十分でないことも事実でございまして、私どもの評価機構だけでは不足していることも事実でございまして、私どもとしては、やはり微力ながら、そういう人材を育てる努力もしております。

ただ、具体的には、これから始めるという分野ですので、やはり広く大学の先生方をはじめ、皆様にご協力をいただく必要がございます。むしろそういう方向への研修が必要なのではないか、と考えています。私どもの発足当初は、エスタブリッシュされた方々に

向かって「研修」という言葉は失礼なのではないかということで、ブリーフィングにしようかとか、いろいろな話をいたしましたけれども、幸い、2000年から試行を3回繰り返して、次第に実際に評価に携わられた方からも、「研修」ということは非常に重要であるというご意見をいただきました。私どもの研修もそれなりに充実してまいりまして、3年目は過去2年間の経験を踏まえ、膨大な資料を作ってお話しさせていただきました、これはかなり効果がありました。現在、検証作業をしております中でそういうアンケートもいただいております。こういうものを充実させていけばいいのではないかと思います。

ただ、やはり、どんなに研修をしても、実際の自己評価書を見たときにあっと驚くようなことがいっぱい出てくるということも事実でございます。私どもが行います研修を充実させると同時に、ある程度経験を積まれた方を少しでも多くするというのもしばらくは必要かなと思います。

もう一つ、これはどのようにするかはいろいろな問題がございますけれども、提出された自己評価書を評価していく方々の研修もそうですが、実際にそれぞれの大学で自己評価を担当される方の研修もございます。これもいろいろ整理しないと問題はあるかもしれませんけれども、そのことも私どもの機構としても考えたほうがいいのではないかと考えております。

いろいろな方面からの研修などを積み重ねて、少しでもそういう人材を育てるということをやらざるを得ないと思います。

研修の講師の方は専門の分野に何人もいらっしゃるのですか。

これまでは、評価研究部の十数名の教官で、手分けして研修を担当いたしました。基本的には、ご要望がありましたら、私どもは、お訪ねしたり、学会あたりに出向いたりして説明しております。

評価に関する学問についてなのですが、日本ではさほどなくて、つい最近というか数年前から始まったばかりなのですが、アメリカにおきましては1950年代から評価学というものがございまして、主に政策評価を中心といたしまして、評価学会というものもそのころから設立されています。現在では、アメリカだけでなく、ヨーロッパの評価学会ですとか、もちろん日本にも評価学会ができたのですけれども、全世界での評価学会の連合等もできつつあるという状況になっております。

ただ、事情といたしまして、政策評価が中心なものですから、若干、日本のアクレディテーションですとか、大学の質保証という部分と若干異なる部分もあります。そういう点

におきましては、アメリカのアクレディテーションの機関でも同じように研修というものをやっておりますし、あるいはヨーロッパ等の質保証機関でも研修というものをやっております。その意味で、そういった高等教育に関する質保証の機関が集まっている連合体がございますので、そういうところでの意見交換なども我々の研修のほうにも生かしていけるのではないかと考えております。

私どもが過去3年、試行でやりました大学評価、それから、これからやろうとしている評価は、どちらかというところヨーロッパ型と申し上げてよろしいと思います。これまでの会議で何度か申し上げたかと思いますが、ヨーロッパ型特に英国型の評価は、評価の専門家がやるということではなく、あくまで同僚がやるというのが建前になっています。同僚つまりピアが他の機関を見ることによって、どういうところを直せば自分のところもよくなるのかということを理解する、そこが基本的な考え方になっています。

ただ、先ほどご指摘がありましたように、いきなりピアに評価してくれと言ってもきちんとした評価ができませんので、英国はじめ各国でも、評価の方法についての研修会をさかんにやっています。どういうことをやるかというところ、評価では、優れているとか、普通だとか、劣っているとか点数をつけなければなりません。英国人は日本人よりもラディカルですけれども、それでも一番下の成績はなかなかつけないという状況があるようです。そこで、モックの大学をつくりまして、非常に悪い自己評価書を作成し、「これは悪いのだから悪くつける」と、そういう精神的なトレーニングをしています。

日本でそこまで激しいことができるかどうかわかりませんが、評価の方法について先生方になるべくご理解をいただくということと同時に、できるだけ評価学の専門の若い人を育てて、そういう人たちから情報を出してもらって、少しでも合理的な評価ができるように努力したいと考えています。私どもも優秀な若い人を抱えておりますので、そういう人たちが将来核になって働いてくれるものと期待しております。

評価者を研修することと密接に関連していることが、今回の評価の目的のところにも書かれています。資料4の1ページ評価の目的の中の に書かれている部分、これが非常に重要ではないかと考えます。

つまり、評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てることです。この目的は今後、大学評価がいかにか実効的に働いていくかということにおいて極めて重要ではないかと思っております。そのためには、評価者をどう育成するかという立場が必要ではないかと思っております。

先ほど来の評価者のトレーニングというのは、どちらかといえば、評価の技術的な面と  
いいでしょうか、そういうようなことに重点が置かれているのではないかと思います。と  
ころが、その評価がただ単に評価するためのものだということになっていると、この今の  
2番の目的が働かないと思われるわけです。ですから、評価がいかに大学にとって改善の  
方向に行くか。どう行ったらいいのかという、そういうようなところがうまくフィードバ  
ックで機能すると、評価というものが質保証、質を向上させるというところに向かうこと  
になるかと思えます。その仕組みが本当にしっかりと作られるのかどうか。

これはおそらく、ここで掲げている評価者の研修ということを超えて、大学評価・学位  
授与機構のスタッフはもちろんのこと、評価全体をコントロールするところのいろいろな  
意味での基盤強化ということになるのではないかと思いますので、私は大学評価・学位授  
与機構こそ、このところに相当重点を置いて、自己強化を図っていただきたいと思いま  
す。

今のことと関係しますが、質を保証するということが非常に重視されているわけです。  
それと、評価の基本的な方針の(3)とか(4)は、各大学の個性の伸長に資する評価とか、  
自己評価に基づく評価ということを基本的に重視しているわけです。ここは連動して非常  
に大事なことではないかと思えます。

大学評価・学位授与機構で研修等を含めて、質的な評価を行うためのスタッフとか、あ  
るいは専門家とかピアレビューとか、その辺の関係を含めて、質保証に適した人材養成等  
を行っていくという文脈、それからもう一つは、大学の自己点検・評価、自己評価のとこ  
ろを重視していくという文脈、これらがうまく接続していかないと、今のことになってい  
かないということです。その辺の配慮が非常に重要ではないかと思えます。

それから、もう一つですが、海外の会合に行きますと、必ず国際的に評価の問題が出て  
くるわけでございます。そのときに、今の大学評価・学位授与機構の機関別認証評価とい  
うものを英語でどのように表現するかとか、表記の仕方と中身が非常に連動してくるわけ  
でございます。ですから、認証評価というのは文部科学大臣によって認証された評価機関  
であるわけで、認証を評価するのではないですから、そのところの適切な表現をはっき  
りさせておかないと、国際的には説明ができないわけです。

今のご発言ですが、私どもが、試行評価が始まりましてからたえず意識しております  
ことは、まさしく資料4の でありまして、評価した結果が、いかにして各大学の教育研  
究活動の改善に生かされるかということでありまして。日本人の場合はどうしても、評価と

いうと×をつけるということになりがちですので、資料8の、一番最後の44ページにありますように、これまでの私どもの評価では、優れた点はどこであったかということを書き記述するように努めてきております。1年目、2年目には評価委員の先生方に、その辺の趣旨をなかなかご理解いただけず、改善を要する点だけが強調されたということがありました。3年目ぐらいから、どういうところが優れているかということを書き記述して頂けるようになりました。

私どもの評価は、もちろん改善を要する点を指摘することも大切ですが、どういうところが優れているか、まして是非そういうところを伸ばしていただきたい、そういう立場で評価をしようと思っております。

ただ、世の中のほうは、なかなかそういう評価では満足しないという、非常に辛い面がありまして、その辺をどう折り合いをつけていくかということが今後の課題ではないかと考えております。

評価に当たって必要な研修につきまして、皆様のご意見に賛成でございますが、その場合の研修の対象というのは、主として機構職員の中でも教員に属する研修ということの意味されているように思います。実際には、例えば評価手数料の設定とか、機構職員の当該大学の認証評価業務にかかる経費ということをお考えすると、事務職員の部分も必ず含んでいます。実際に、自己評価報告書の作成、その作成の過程に当たっての資料のあり方、訪問調査に当たってのいろいろな資料の作成の仕方や準備につきまして、機構の試行的評価を受けた際にも、事務職員の方から適切なご注意を受けたりしましたし、各大学の側との意見交換というものもあるわけです。

したがって、事務職員の研修、あるいは経験の蓄積とか普遍化ということも当然入っていると考えていいのかどうか、その点、ちょっと念を押したいと思っております。それが第1です。

第2は、少し次元の違うことなわけですが、先ほどからでてくる公表のことで、評価報告書等で社会に公表されるわけですし、それは大学の自己点検・評価とか、あるいは自主性、個性を尊重したものであるということ、これは大変結構なことなのですが、大学評価・学位授与機構の大学の認証評価というものがどういうものであるかというときに、評価基準を読んでください、大綱を読んでください、自己評価実施要項を読んでくださいと言うだけでなく、大学評価・学位授与機構として、社会に対して広くわかりやすく簡潔にアピールする、そういう文書も、いざスタートするときには必要ないかと思いま

す。いつも申し上げておりますが、公立大学の場合、設置者との関係は非常に近いですし、住民との関係も非常に近いわけで、それらの方々に対して、ここでなされるのはトータルとしてどういうことなのかということ、ここの評価の特徴も含めて説明するような、何か適切なトータルなPRが必要だろうと思っております。

まず最初の、職員研修ということでございますが、先ほど申し上げました評価担当者というのは、必ずしも教員だけというつもりはございません。現に、私どもの機構では、この4月に、全ての教職員を対象に3日間講義を行いました。現状では、機構の職員は、各大学から来られて、また大学にお戻りになるということなので、私ども機構で行った研修というものが、それぞれの職員の方々に、少なくとも国立大学に関しては有効に働いていると思います。現に、大学に戻られた方は、ほとんどが各大学の評価関係のお仕事をされているようでございます。ですから、そういう努力を私どもはしておりますし、いわゆる広い意味での評価担当者の研修というものは私どものほうでやっていきたいと考えております。

2番目の、公表についてですが、2000年からの試行では、とにかく評価作業に追われてまいりましたけれども、今、おっしゃいましたように、やはり我々が出した評価書が、我々の意図とは少し違うように利用されるということは確かに事実です。ただ、3回を比べてみますと、随分よくなってきていますので、社会の受け取り方もかなり私どもの意図することを理解してくれてはいると思います。もちろん、まだ十分ではないと思っておりますので、今おっしゃった点についてぜひこれからも努力していきたいと思っております。

それから、先ほどご意見がありました、まさに改善に資するということが大切であるという点でございます。今回、特に試行の検証作業を行っていますが、今までアンケートをいただいたのは、試行の作業の問題、あるいは自己評価するときのどういうことがあったかという関係を中心に行っていましたけれども、今回、そのアンケートを全部まとめて、再度、それぞれの大学の方にご協力いただいて、試行の結果、例えば何か改善に資するようなことがあったら、ぜひ教えていただいて、それを少しまとめて、恐らく中間報告がこの10月か11月に出せると思っておりますが、具体的な指摘をされたものがどういう改善につながったか。あるいは、改善するためにどういう組織を作ったかとか、いわゆるグッドプラクティスというのでしょうか、そういうものを少しご協力いただいて、そういうことも少し公表して皆さんのご意見を伺うようなことも始めております。最初から万全にはなかなかまいりませんけれども、そういう努力はさせていただいておりますので、ご報告させてい

たきます。

今、事務職員についてのご意見がございましたので、若干補足させていただきたいと思えます。

研修を実施すると同時に、事務職員もこれまでの試行評価に当たって、教員又は評価担当者とチームを組んで、これに当たってきております。そうした蓄積は今後の認証評価等に十分生かしていけるものと思っていますし、職員の多くは、各大学から出向していただいている方ですので、各大学に戻った後、まさに大学の評価の事務職員の中核として活躍できると思っています。

機構自身にとっては、ローテーションで大学から来ていただくということで、大変有効に機能していると思えますが、そればかりでなく、やはり機構の中に、いわばプロパーとして評価を、また学位もそうでございますが、そうした業務をじっくりと訓練をしながら育てるということも非常に重要でございますので、数年前から機構のプロパー職員の採用にも当たってきております。全体としてローテーションで機能するようにと考えているところでございます。

蛇足でございますが、今年、各国立大学法人と同様に、従来の公務員試験と別途に採用試験を行って、各機関ごとに採用に当たっているわけでございますが、来年度の機構の採用予定人員が事務職員10名のところ、採用面接に来られた方は三百数十名でした。1週間、2チームを組んで採用面接に当たっております。優秀な方々が意欲を持って来られ、将来にわたって幅広い視野のもとに育っていくようにすることが、機構の基盤の強化につながるのではないかと考えております。

先ほど、ご指摘があった点は非常に重要であると思えます。この評価がきちんと機能するかどうかの、最もエッセンシャルな点ではないかと思えます。評価委員の研修というのは、テクニカルなことの研修であれば、ある程度時間をかけてやればそんなに難しいことではないと思えますが、その研修よりも、見識のある研修員をいかにして集めるかというもののほうがはるかに重要であると思えます。

委員長 大変重要なご指摘がありました。我が国の評価文化と言うとちょっとオーバーですけども、そういうものを根づかせる一つの拠点として、この認証評価というものをこれから発展させていこうというご指摘です。ランキング型の評価というのはもちろん世界にあるわけですけども、そうではなくて、いろいろお話があったように、フィードバックとか、改善に寄与するとか、励ます形の評価というものを根付かせたい。



そう考えていくと、どういう人が評価するのかというのは非常に大きな問題ですし、もう一つは公表の問題、これが社会にどういう影響を与えていくか。この2つのバランスが非常に重要なことになってきます。

今後、これは大いに確定していく可能性を残しているということですので、そういうことで、今日のご意見は非常に重要だということを前提にした上でこれをお認めいただく。

ただ、ちょっと気になるのは、もしかしたら、どうやってこれを改編するのかということで、やはり進化、エボリューショナリーなものである必要があるということがどこかに書いてあるといいのかなという気がしたのです。どんどん意見を求めて、実際の評価経験というものを、評価するもの、されるものの経験を通じて、日本にそういう文化を築いていこうということが感じ取れるようになっていっているほうがいいのかなという気がいたしました。

これは事務局にご検討いただくとして、資料4についてはお認めいただいてよろしいでしょうか。

資料4、6ページの情報公開のところなのですが、この中で不開示情報というのがありますけれども、これは具体的にはどういうことを念頭に置かれて書かれているのかということをお聞きしたいと思います。

基本的には、すべて情報請求があった場合には公開することが原則だとは思いますが、やはりここに書いてあるように、公開することによって、各法人、大学に不利益が生じるような場合については、そのつど各大学と協議した上で公表することを考えております。そういった意味で、不開示になるものもあるし、そのまま出す場合もあると、そういう意味で不開示情報という形です。

それでいいと思いますが、具体的にはどういうことを念頭に置いているのでしょうか。情報公開ということで、これは書かざるを得ないということを書いてあるわけでしょうか。

ここは、情報公開法に基づく開示請求等が当然予想されることですので、法令に即して記しているところがございますので、何か具体的なものを想定しているかということまでの議論は、現在しておりません。今後、こういったものが想定されるかということを含めまして、実際に運用実施段階に入った際には、ある程度イメージを持ちながら対応の準備をしていくことにしたいと思っております。現時点で具体的な何かということころまでは整理していない状況でございますのでご理解いただけたらと思っております。

情報開示の請求ということではないのですが、非常に困ったケースが1件ありました。

試行評価では、異議申し立てというプロセスを設けました。私どもで一応、評価結果をまとめて、各大学にお送りする。それに対して異議がある場合には申し出てください、ただし、異議申し立ての内容については全て公表しますし、私どもの対応も公表するという条件です。ところが、その異議申し立ての中に、自分の大学のこれこれ教授はこういう優れた研究をしているのに、それがきちんと評価されていないというものがありました。それをそのまま出せるかどうかについては内部で大議論となり、結局、その名前が入った部分については出しませんでした。そういうケースが過去に1件だけありました。具体的に人の名前が出てきた場合にどうするかという問題がありますので、1つの例としてご紹介申し上げました。

委員長 先ほどのご発言は非常に重要なことで、やはり、評価というものを上手にみんなが受け入れられるように育てるためには、公開については非常に慎重さを要求されると思うのです。何が何でも公開すればいいというわけではないので、データとして出てきたものと、本当の大学の意図というのは必ずしも同じではないわけです。そういったことを慎重に考えるということで、これもいずれ十分検討いただくということによろしいですね。

それでは、この4についてはお認めいただいたことにして、次に、資料7の基準についてこれは非常に大部なものですが、何かご意見がございましたら。

この基準の中では、変更の可能性についてどこかに書いてありますか。

資料4の4ページ(5)に、基準と変更の手続ということで、改正、もしくは進化する評価システムの構築に努めると書いてありますので、いろいろ生じた場合には、事前に関係者に対して意見照会を行うなどして、公正性、あるいは透明性をきちんと確保した上で、このような審議をしながら進化するシステムであるように改正していきたいといったことをうたってございます。

委員長 先ほど話に出た、トータルなPRというのは、個々のこういう評価の内容だけじゃなくて、何かプリンシプルとか、そういうことですか。

つまり、今日の資料でいえば大綱もあるし、基準もあるし、自己評価実施要項もありますよね。それから、自己評価実施要項の中には評価報告書のイメージもございます。こういうものを作りましたということをインターネットで並べて公表するとか、そういうことは当然なさるわけですがけれども、全体として、大学評価・学位授与機構の機関別認証評価はこういう考え方、こういう方法に基づいて、具体的にこういう形で公表していきますというふうに、大学機関別認証評価の全体的なことについて、機構の、いわゆるイメージ

といえますか、そういうものを比較的わかりやすく、簡潔に、スタートするときに表明しておくということは必要なのではないかとということです。

今、お話があったことは、文部科学省からの認証機関としての認証を受けた後の機構のスタートには非常に重要であると思っております。これまでも3月にパブリックコメントを出して、意見を聴取すると同時に、4月には大学関係団体を対象に、この認証評価についての説明会を催して、その状況についてはホームページで既に掲載をしております。また、シンポジウム等で出されました質問に対する機構としての見解なり、現時点での考え方、あるいは今後の方針などを含めて、Q & Aとしてお出しをし、また、既にこれもホームページに載せてございます。

そうしたものなども含めて、大綱、基準をよりわかりやすく、大学関係者のみならず、社会一般にわかりやすく公表して理解を深めていただくということに今後、機構としても積極的に努めてまいりたいと思っております。

委員長 それでは、この資料7なのですけれども、やや大部なので、逐一ご承認を求めていったほうがいいかと思うのですが。

検討チームの一員として、私は今回の修正案がこれでほぼ適切ではないかという判断で検討チームとして加わりましたが、ここでご意見をいただければと思う点が1つございます。

それは、前回の案ですと、もう少し細かい条項が入ってございました。特に、基準5のところたくさん基本的な観点ということで挙げられてございました。それをかなり整理した結果がこの修正案でございます。

そこで、何をそのところで議論したかといいますと、大学の個性や特徴を引き出すのだということが高く掲げているわけですが、この基本的な観点というものでは、それぞれの基準のすべてについて自己評価を出さなければいけないということになっております。したがって、あまり細部に視点が設定されますと、個々の特性を書くところか、この視点に従って、いかに対応しているかというようなことが記述されるということになるので、今回整理したところが、個性を自由に記述できるようなところを妨げていないか。それから、個性を引き出すということの障壁になっていないかということについて、この程度だったらそこはぎりぎりじゃないかとか、何か皆様からのご意見をいただけることが重要ではないかと思えます。

委員長 それでは、そういう視点も加えながら、ご意見がございましたでしょうか。

ただいまのご発言にも関連するのですが、例えば基準6にも出ておりますけれども、個性と結び付く意味で、どういう人材を養成するかという問題が先ほど大綱の時のお話にもありました評価のベクトルというものを、ただアカデミックな面、あるいは財政的な面ではなくて、どのような人間教育をするかという、その点にかかわる大事なところだと思いますし、私立大学の場合には建学の理念とか、創設者の志とか、そういうものが、例えばカレッジモットーのような形で象徴的に言い表されています。国公立の場合には、こういう問題を評価との結び付き、あるいは評価文化ということとの関連でどういうふうに受けとめておられるのか。また、検討のほうではどういうご議論があったのか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

委員長 評価のベクトルとおっしゃいましたが、ベクトルの多様性みたいなものが担保されているかということですね。

結論としては先ほどのことに関連しますが、検討チームでの議論では、ここに書かれている基準の表現と、基本的な観点という点では、それぞれの個々の大学のものを反映させるのに障害にはならないだろうということになりました。ただ、そういうふうに判断されるものかどうかというのは、先ほど申しましたようにご意見があればということで。

障害の面はむしろ少ないと思うのですが、もう少し積極的にエンカレッジする、その面についていかがかということです。

大変重要な視点だと思います。資料4の1ページのところに評価の基本的な方針ということが書かれてございます。この中で、(3)、(4)あたりのところでございますが、基本的には先ほど機構長のほうからも、ぜひ、良いところを取り出していきたいというお話がございました。その基本的な方針の中の大きな柱として、各大学の個性を伸長する評価ということ。具体的には、各大学がそれぞれ目的を有しているわけでございますが、自己評価、分析をするに当たって、各大学の目的を踏まえて、その目的をきちんと達成しているような取組がなされているかどうか。これが極めて重要な視点であろうと思います。

そうした意味で、この11の基準の中の各基本的な観点自体は一部詳細に見えるようなところもございましたが、それぞれについて各大学がその取組を踏まえて、目的を踏まえて記述をしていただける、また、基本的な観点についてもそれぞれの大学の独自の観点もお出しをいただけるというような構成でございますので、全体としてはご指摘のような点を十分考慮した形で、この制度設計がなされていると私どもは理解をしております。

例えば、基準5でいきますと、11の項目があって、それぞれについて基本的な観点と

いうものを設定しております。1年目の評価の時点では、観点に相当する部分がほとんどありませんでした。当時は、評価基準とは申しませんで、評価項目と言っておりましたが、それだけでした。そのような方法で、評価委員の先生方に評価をお願いいたしましたら、個人的に評価結果が非常にばらつくというご批判をたくさんいただきました。

それで何とかしなければいけないということで、2年目から3段構えの評価にいたしました。つまり、評価項目があって、その下に要素というものを2つとか3つ設定しまして、その要素の下にさらに観点というものを設定いたしました。かなり苦勞してそういうデザインにしたのですが、その結果、評価委員の先生方からは評価がやりやすくなった、しかも、機構の評価は人によってあまりばらつかないような評価になったとお褒めの言葉を頂きました。ところが、他方、それをお受けになった大学からは、これでは極めて画一的な評価になってしまう、個性が出せないというご批判を、たくさんではありませんが、幾つかいただきました。これはいわばトレードオフでありまして、私どもとしては試行の評価である程度実績を上げたと考えておりますので、そういうシステムにさせていただきました。たぶんこのやり方については、先ほどから委員長がおっしゃっていますように、今後ともご意見を伺って、変えるべきところは積極的に変えていかなければいけないと思っています。

今の時点でこれだという方法はないと考えています。とにかくやってみるしかないと思っています。

委員長 ありがとうございます。

ご意見がなければ一括で認めるということにしたいのですけれども。

基準6の教育の成果のところは全体の中で、ここだけが非常に抽象的に、簡略になっています。教育を評価するということは非常に難しいが、教育の成果をどう問うかということが大学評価の目指すところであり、そのところがこのように大きな形でまとめられている経過についてもう少し具体的にご説明いただきたいと思います。

委員長 最も重要なところが最も抽象的と。

あくまでも機構全体のというか、代表として発言できるかどうかわかりませんが、やはり成果を把握することが難しいということは、3年間の試行で大分わかってきたということでございます。特に、高等学校に関しましても、政策評価等の絡みで評価が入ってきているのですけれども、大学との一番大きな違いが、大学に関しては学習指導要領がないと。つまり、標準カリキュラムというものをつくってしまうと、もともと多様性と

いうものが全く発揮できません。もちろん、カリキュラムさえ確定すれば、ある程度の達成度というのは把握できる部分は、一部、学力とかいう面ではできるかもしれませんが、大学に関してはできないということで、どちらかというところ、成果を把握して、今後のカリキュラムに生かしていってくださいという方向性、そういったものが重要なのではないかと考えております。

こういうふうな成果でなければいけないとは言えないと思うのです。そういう意味では、周辺の労働市場云々とか、大学への進学状況とか、そういうものを考えながら、カリキュラムをどういうふうに改善していくのか、そういう部分が検討できるような資料というのか、評価結果の活用という部分で、こういう観点を立てていると考えていただくのが一番いいかと思えます。

ここは確かに抽象的になっているようなところがあると思えます。例えば、タームで言うと、人材像というような言葉が出てくるのですが、教育学の歴史とか、ああいうものから見ると、やはり人間像とか人間教育とかということが教育目的とかかわってずっと議論されてきたところですから、それは絶対評価とか、各大学の教育目的というものを非常に重視して、そこをベースにして評価をしていくという、先ほど議論があったところにかかわってみますと、やはり内容的な、非常に多様性を持っているようなところがあると思うんです。そこを尊重して評価していくということになると、例えば人材像というような言い方をすると、多少限定するようなところがあって、労働界とか、就職とか、経済的なという、そのニュアンスが多少あると思うのです。この辺の問題のようなところは、これから進化させていくというところと非常に関わってくるようなところがあって、必ずしもこれが決定的にそれでいいというふうには捉えられないところがあると思えます。やはり、長い歴史の中でそういうことができています。暫定的というのか、人材像という言葉はちょっとそういう響きがあるのではないかと考えています。

委員長 人材像というのは確かに新しい言葉なのですが、私ども、これを見ながら、やはり国立大学法人というのは、国費を投入して教育を行うわけですから、これはいわば一般社会からの要請というものがあって、それを使って教育するということは、教育する大学は要請に応えるという、古い言葉ですが社会契約ということで、新しい社会契約ができていくはずだと思います。パブリックな教育をするというのは、ですから、やっぱり人材像という言葉にはそれが込められているのかなと。要するに、現代社会でどういうものがいいのかという、日本という国が抱えている問題をどうやって解決するのかという、国の大き

な関心事というものがあって、それに応える人材というものをつくるのが、これは国立大学法人の一種の大きなミッションなのだということを上手に言っているような気がして読んだのです。

それから、もう一つ、教育の成果というのは、これは私の解釈なのですが、品質保証というのは2つやり方があるんですね。大きく分けて、成果を見るものと、そうじゃなくてプロセスを見るというものがあって、それは実は同じことなのだ。なかなか難しいけれども、基本的には同じものを見ているのだ。そうしたときに、こちらはどちらかというプロセスを見ようということにしているわけです。教育というのは成果というものが非常にばかりにくい。しかも、それは社会との相関関係でいろいろ変わり得るものですから。ここは抽象的になって、基準5のほう割合と詳しくなっている。こういう感じで受け取ったのですが、そんなことでよろしいのですよね。

今、委員長がおっしゃったことは、世界的な一つのトレンドにもなっています。教育の成果というのは20年、30年、出るのに非常に時間がかかります。そんなものを待っていたのでは評価できないので、改善等のプロセスがあるのかどうかということを見ようというのが主な潮流になっております。そういうことで、私どももそういうやり方をしております。

今の教育の成果のところですけども、確かに委員長が言われましたように、一番大切なことが一番抽象的になっているという側面もあるし、あるいは、プロセスを見ていくという形で対応するというのもあるのですが、基本的な観点の6の1の から までのところも、これを着実にやっていくということは相当容易なことではないし、かつ、着実にやっていけば、結果としていろいろな定量的な角度からの測定もできると思うのです。

例えば、最近、ある週刊誌で学生の就職率を卒業生マイナス大学院生で就職者を割って、それで率を出してランキングするようなことがありましたけれども、あれはいろいろご意見があるかもしれませんが、そういうやり方をしますと、就職希望率の低い、大学を卒業してもはっきりした形で目的意識のない学生を多く持っているところは当然低くなったりいたしまして、就職のデータの整理の仕方によっていろいろなことがわかってくるということがあるのです。

ですから、この基本的な観点の項目を着実に押さえていくだけでも、相当のことがわかるのではないかと。今まで日本の大学では、それを文部科学省から依頼があれば調査を出すけれども、本当の意味でそれぞれの大学の教育目的を生かすことをやってきません

でした。今回からは、これである程度、いい意味の自己評価も他者評価もできるように思います。具体的な手がかりは出ていると思います。

副委員長 この基本的観点は、かなり細かく、あるいは統合されて、よくできていると思います。これで上がってきていますから、評価する側は非常に、楽と言っては悪いのですが、やりやすいと思いますし、また、評価書を作るほうも1つの基準があって非常にやりやすいと思います。ただし、同じパターンになってしまうという危険性もあるわけですので、各基準の中で、この観点以外で特に強調したい点があったら書きなさいというところを、最初の総論的なところに書いておいてもらって、自分のところはこれ以外に特にこういう点は強調したいのだという点を書く場所を作っていただいたらいいのではないかと思います。

今の点ですが、ここにある基本的観点は一応全部やって、それぞれの大学、あるいは学校の目的に対応して、新たな観点は立ててくださいということが書いてございます。

資料4の3ページ、大綱の評価プロセスのところに書いてあります。(2)評価プロセスの概要の 大学における自己評価というところのなお書きのところです。「なお、各基準に関し、基本的な観点に加えて、大学の目的に照らして独自の観点を設定する必要があると考える場合には、これを設定した上で、その観点の状況を分析し記述することができます」と、ここで大学の配慮を記述させていただいております。

それから、今の資料7、1ページの「はじめに」にも書いてございます。「はじめに」の中の「さらに」で始まるパラグラフです。そこに基本的な観点及び、その大学の目的に照らして独自に設定する観点と、こういうことが書いてございます。

委員長 最初に提起された、これが果たして大学の個性というものを阻害するかしないかという観点というものがあるのですが、今までいろいろなお意見がございましたけれども、ある程度それは品質保証、これはもちろん国立大学法人だけではないのですけれども、そういう国民の付託を受けた場合の一つの評価基準を出すという意味では、やや拘束的な面がある。トレードオフという言葉がありましたけれども、そういう中で、いかに工夫するかというのもまた大学にとっては非常にやりがいのあることなので、拘束というのはマイナスばかりではありません。拘束のあったほうが独創的なものが出るということはあるわけです。いいように作用するという、一つの楽観的な見通しを持って、これをお認めいただくわけにはいかないでしょうか。

委員長が最後におまとめになるときに、我々のほうでそれを承認するときに、例えば、



資料4の大綱と資料7の基準は、今日ここで認められれば、次はどういうことになるのか、あるいは資料8の自己評価実施要項というのはどういうタイムスケジュールで展開するのかということをお簡単に言っていただいたほうが、ここでイエスと言いやすいのではないかと思います。

委員長 先に、この自己評価実施要項も含めて、スケジュール等については事務局からご説明いただいた上で、これがもし承認されたら、今後どういうプロセスなのかということをご説明いただけますか。

それでは、お手元の資料9をご覧くださいませでしょうか。具体的なスケジュールでございますが、本日、大綱・基準をご了承いただきましたら、8月中に文部科学省へ認証評価機関としての認証の申請を行いたいと。大綱・基準をもって認証の申請を行うという予定でございます。資料8の要項でありますとか、今後、機構の中で評価を行うための手引書等につきましては、10月までに確定したいということでの作業スケジュールを予定しております。

確定いただきました大綱・基準を踏まえて、要項・手引書の検討を行っていただき、10月に確定していきたいというスケジュールでございます。

委員長 資料8はまだ議論する余裕があるということですね。

いかがでしょうか。ほかに発言がなければ、資料7も原案のとおり承認ということによるしいですか。

では、資料4と7は承認されたということで、資料8の説明をお願いします。

それでは、資料8、自己評価実施要項の概要を説明させていただきます。

まず、「はじめに」では、自己評価実施要項は、自己評価の方法等について記載したものであるということで、構成をまとめているものでございます。

目次をご覧くださいませと構成のイメージができるかと思いますが、第1章は、評価の対象、内容等といたしまして、概要、対象大学、実施時期、評価の内容等を概要としてまとめているものでございます。

第2章は、11の基準につきまして自己評価の方法等ということで、大きく目的と基準ごとの自己評価の方法について記しているものでございます。

第3章は、2つの選択的評価基準の自己評価の方法等を同様にまとめているものでございます。第4章は、自己評価書の作成及び提出方法、具体の作業についてのまとめとなっております。以上のような構成となっております。

本文の1ページ目は、対象大学、実施時期、評価の内容につきまして概要としてまとめているものでございます。大綱等で決められたものを再度確認する事項でございます。

2ページ目からが第2章で、実際の11の基準ごとの自己評価の方法等についての整理でございます。

3ページに目的ということで整理させていただいてございますが、目的は、先ほど来、ご意見等ございますように、目的の1のところの最後にありますように、対象大学の個性や特色が評価に反映されることになると。それは目的を踏まえて行うことでありますので、目的の記述に当たっての留意事項ということで、2として整理させていただいてございます。2の(1)といたしまして、目的の記述に当たっては、目的から派生する内容も含めて整理いただくことが評価に反映されることとなるということでございます。その際には、目的と基準との関連に留意いただければ、より基準との関係が明確になるということを書かせていただいております。

3ページの最後、(3)といたしまして、中期目標、中期計画でありますとか、そういった期間を定めた目標等を有している場合は、それらの基本的な内容を目的として位置付け、整理していただければ、関連付けた評価ができ得るという表現でございます。

4ページ目でございますが、学部・研究科ごとの独自の目的がある場合は、全体で共通の目的を記述した上で、独自の目的も記述いただくこととしてございます。最終的には、その目的は4,000字以内ということで、項立て、箇条書きで記載いただきたいということでございます。

5ページ目からが基準の自己評価についての記載でございます。自己評価を行う際には、観点ごとの自己評価の実施を行っていただきまして、優れた点、改善点を抽出いただき、それから、概況を記載いただくという流れでございます。評価については、アウトカム、アウトプットだけではなく、インプットやプロセスも評価する基準がありますので、留意していただきたいということを書かせていただいております。

基本的な観点はすべて分析いただくこととなりますが、それ以外に対象大学が独自の観点を設定することが可能であるということを書かせていただいております。観点ごとの自己評価は、各観点ごとに、観点にかかる状況、分析結果、根拠理由等で明確にご記載いただきたいということで、以下、5ページから6ページにかけて、記述の方法について記させていただきます。

(2)といたしまして、それらにはデータ等を利用することが重要であるということ、そ

れから、先ほど、基準の中での意見にもございましたけれども、(3)といたしまして、学部・研究科ごとの自己評価等というところでございますが、それらは対象大学が判断した場合には、学部・研究科ごとに分析、記述していただくことが可能ということでございます。

こちらは、検討チームにおきまして、自己評価の作業としては、まず学部等ごとに行うのが自然であろうというご意見等がございました。今後、検討していく必要のある事項だと思っております。

それから、自己評価として、最後に優れた点、改善点を記述していただき、基準ごと全体として概況を記述していただくと。最終的に基準を満たしているかどうかの判断は、自己評価の段階では行っていただく必要はないということでございます。

8ページの選択的評価基準は、目的の達成状況の評価であるということが大きな違いで、それ以外はほかの11の基準と同様でございます。

35ページ、36ページをご覧くださいますと、自己評価書の記載のイメージができるかと思えます。37ページ以降、自己評価書のイメージがございますので、参考にご覧いただければと思います。

10ページの第4章、自己評価書の作成、提出方法でございますが、こちらは字数、データの提示方法、提出部数等につきまして、実務的な部分の記述でございますので、説明を省略させていただきます。

14ページからは基準を再掲させていただきまして、基準に関連した、どのようなデータが考えられるのかということをとたき台として挙げさせていただいてございますが、それぞれの基準に必要なデータはどのようなものかということを今後検討いただきたいということです。基準ごとに例示がしてございます。

別紙2といたしまして、35ページから自己評価のイメージがございまして、最後、44ページに最終的な報告書のイメージを提示させていただくという形の構成を考えているところでございます。本日は時間があまりございませんが、また今後、検討していく事項でございますので、後日でもご意見をいただければと思っております。

委員長 ありがとうございます。

今、お話がありましたように、これから検討の対象になるのですけれども、検討の仕方等何か全体的なことでご質問がありましたらどうぞ。

私も検討チームの一員ですので、大変申し上げにくいところがあるのですけれども、

例えば、資料8の19ページに、基準5，教育内容及び方法というところがございまして、学士課程から始まっております。このページとその次のページに学士課程の自己点検，自己評価の書き方が書いてあるのですけれども、すべて当該学部のということは書いていなくて、大学全体として教育の目的や授与される学位に照らして授業科目が適切に配置されているとか、授業の内容が全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているかというふうに読めるようになっておりますし、実際、そういうふうに書いていただくことになるわけですが、今まで試行的評価で、全学テーマ別評価というものがありませんけれども、実際に機構でどう対応していくか、国立大学、公立大学でやってきたのは、学部別のこうした教育のための自己点検評価でありますから、ここに書かれている、大学全体としての答えをまとめる上で、各学部のデータをどのように結合するかということ、それをどのように表現するかということについては、今後の問題として自己評価実施要項と手引書を、もう少し拡充したいということになっています。つまり、かなりこれから早急に詰めなければいけない問題も含んだ上で出されているということでもあります。

ですから、私の個人的な意見なのですけれども、例えば教育の内容及び方法などは、非常に重要なところですよ。しかも、各学部と全体との結合を考えながら書いていかなければならない。それがほかの基準と同じように3,000字以内で書くというようなことについて、例えば、こここのところは少し柔軟な形で考えなければいけないかということも個人としては考えています。そういうふうな問題を含んだ上で、今、たたき台が出されているということですよ。

委員長 ほかにご指摘、ございますか。

それでは、今、検討チームの委員から、大変力強い今後の展望というお話があったわけで、それを含めまして、また検討チームにお願いすることになるのですが、実施要項、手引書というものを、これをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、もしご承認いただければ、これは次回、10月の開催予定なのですが、そこで検討チームの検討結果を踏まえまして、自己評価実施要項と評価実施手引書を確定するという、そういう手順でやりたいと思います。これは大変な作業になりますので、検討チームにお願いすると同時に、次回はそういう議論をされるということで、本会議のほうの方々は、覚悟を決めていただきたいというお願ひになるわけですが、よろしいでしょうか。

これをご覧になって何かご意見がありましたら、事務局のほうに文書等でご連絡をいただければ大変幸いです。

それでは、今後のスケジュールをご説明いただけますか。

先ほど概要を説明させていただきました、資料9でございます。日程だけ申し上げさせていただきます。

この後、9月7日の火曜日、9月30日の木曜日に、検討チームの第2回、第3回の打合せを行いまして、次回、本会議につきましては、10月7日の木曜日に本会場で15時から17時という予定で開催したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 何かほかになればよろしいですか。

それでは、以上で今日の会議を閉会といたします。どうもありがとうございました。

了